

美馬市における団体補助金のあり方について
(提言)

平成18年2月
美馬市補助金検討委員会

目次

1 はじめに

2 補助金交付の考え方

- (1) 国・県費を伴う補助
- (2) 人件費を伴う補助
- (3) 団体運営費への補助
- (4) イベントへの補助

3 補助金交付システムの確立

- (1) 補助金等の交付基準案
- (2) 補助率の設定基準案
- (3) 補助年限の設定基準案
- (4) 行政の審査の徹底
- (5) 補助制度及び交付実績の公表

4 むすびに

1 はじめに

平成17年3月1日に美馬市が発足してまもなく1年が経過しようとしている。各種団体等の補助金についていえば、合併前の旧町村間で同種の団体や活動への対応に大きな差異が見られた。

現在、美馬市における補助金については、美馬市補助金交付規則において申請・実績報告など事務手続きを規定している。しかし、補助金交付に対する明確な基準となるものが確立されていない。

このため、合併前に既に目的が達成されていると思われる団体や、活動内容に疑問を感じる団体から、美馬市発足後も補助金要望が出された。また、補助対象経費においても明確な基準が示されていないことから、懇親会費など本来自己資金で負担すべきものが補助対象経費に含まれている例も見られた。

以上のことから、美馬市補助金検討委員会では、単に各補助金の適否を検討するというのではなく、市民と行政の協働を前提に、市民意識の高揚と行政の意識改革の中で、必要性・公益性及び適切性が確保され、市民の自主的な活動を支援する枠組みとしての補助金交付システムを確立するという視点で検討を行った。

2 補助金交付の考え方

補助金等の交付に際しては、公益性が高く、市民のニーズに合ったものであることが必須条件であり、その大前提を充たした上で用途が適切であることが求められる。この意味から、団体と行政の関係を維持・継続するためだけの補助金交付は絶対に慎むべきである。

そして、その支出が市民福祉の向上にいかに関与しているかという費用対効果も求められていると考えられる。

以上のことを前提として、美馬市が交付する各種団体への補助金について、その内容ごとに考え方を次のとおり整理した。

(1) 国・県費を伴う補助

国・県の施策遂行にともなう補助のうち、法令等により義務づけされたものを除き、国・県の交付基準があったとしても市費を伴うものについては、十分に事業内容を精査して、補助の妥当性を検討する必要がある。

(2) 人件費を伴う補助

公益的な団体への補助は、人件費を含むケースが多いことから、人員の配置を含め過大になっていないかなどをチェックする必要がある。

このため、所管課と財務担当課が連携をとりながら団体の経営内容を十分に把握し指導体制づくりを行うべきである。

(3) 団体運営費への補助

公益上必要と判断される新しい団体の設立に際しては、その多くが初期の段階では組織力・運営基盤がぜい弱であるため、自立できるまでの一定期間については、運営費に対する補助の必要性も認められる。

しかし、長年補助をしているにもかかわらず、自主・自立が認められない団体も見られることから、団体運営補助金については一定の年限を定めるべきである。

(4) イベントへの補助

イベントに対する補助については、毎年実施しているから例年どおり補助を行うという考えではなく、真に効果があり、多くの市民に波及するようなイベントに対し補助するという視点で、事業内容、補助金の使途について精査する必要がある。

3 補助金交付システムの確立

地方自治法では、地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては補助することができることになっているが、公益上必要があるかどうかの判断は、十分かつ客観的な妥当性があるものでなければならない。

このため、市で交付する既存の補助金等について検討を行う中で、今後の補助金交付システムのあるべき姿についてまとめてみた。

今後、市の交付する補助金等について、このような基準を参考として補助金交付要綱等をそれぞれの所管課において整備されることにより、より公益性が高く、より市民のニーズに合った事業や団体への補助金等の交付が実現できるものと思われる。

(1) 補助金等の交付基準案

選択基準

事業そのものに必要性があるかどうか。

<市が公金を投入して支援しなければならない事業か>

補助対象となる活動内容に公益性があるかどうか。

<市の施策に合致しているか>

補助事業で目的を達成することに適切性があるかどうか。

<市が直接執行、若しくは団体に事業委託>

実施基準

公平性

- ・補助金の交付手続きが予め公表されていること。

透明性

- ・補助金の交付手続きが合理的で分かりやすいこと。
- ・補助金等の使途が明確にされていること。

効果性

- ・市民のニーズに合致していること。
- ・市民の福祉向上及び経済効果が認められること。

適格性

- ・団体の会計処理及び使途が適切であること。
- ・団体の前年度決算における繰越金が、原則として補助金の額を超えないこと。

(2) 補助率の設定基準案

100%補助の基準

本来は行政が行うべき事業又は行政と市民が協働で行うべき事業で、団体等が中心になって活動を行うもの

1/2補助の基準

団体等が自らのために行う事業ではあるが、一般市民への波及効果が高いもの

1/3補助の基準

団体等が自らのために行う事業で、団体又は会員の技術・能力等の向上に資するもの

その他の基準

補助率による交付がなじまない事業等については定額とする。

費目別補助対象基準(案)

費目	補助率	摘要
会議費		
総会費	0	
役員会費	0	
事務費		
郵送料	1 / 2	活動費にかかるものに限る
消耗品費	1 / 2	活動費にかかるものに限る
活動費		
イベント開催費		報償費、仮設費、材料費等
地域振興型	1	
自己利益型	1 / 3	
啓発費及びキャンペーン費		啓発用品代
地域振興型	1	
自己利益型	1 / 3	
視察研修費	1 / 3	視察先謝礼、旅費及び宿泊費
研修会費	1 / 2	講師謝礼等(参加者の飲食代は除く)
研究費	1 / 2	新商品にかかる共同研究開発費
支部等助成金		活動内容により個々に判断
その他		
家畜防疫対策費	1 / 2	必要に応じて
上部団体負担金	0	
冠婚葬祭費	0	

補助率については、市単独が前提。

(3) 補助年限の設定基準案

補助年限 1 年の基準

単年度でその事業が終了し成果が得られるもの。

補助年限 3 年の基準

団体の育成等、事業による成果が表れるのに一定期間を要するもの。

その他の基準

補助年限経過後、さらに継続の必要があると認められる場合は、その時点で見直す。

また、補助年限の途中であっても、市の基本計画の見直しにより施策の転換が行われた場合、又はその年数を経過する前に所期の目的を達成したと判断できる場合は、その時点で見直す。

(4) 行政の審査の徹底

補助金の受給団体が美馬市の規則・要綱に従うのは当然のことであり、行政側もこの義務が適正に履行されるよう、審査の更なる徹底を図る必要がある。

特に、補助金交付申請の段階で補助金の用途について適切な指導を行うとともに、事業報告・実績報告の提出を受けた時点で証拠書類をもとに厳格な審査を行う必要がある。

また、個々の補助事業が終了した段階で、その事業が適正かつ妥当なものであったか、あるいは補助効果が具体的に現れたかを厳格に評価し、次年度以降の施策に反映していく必要がある。

(5) 補助制度及び交付実績の公表

市から交付されている補助金の多くは市民の税金を財源としており、市民が支払った税金の用途を明確にするためにも、広く市民に周知する必要がある。

そのために、少なくとも各種団体への補助金については、その制度の概要についてあらかじめ市民に周知するとともに、交付実績についても広報・ホームページ等で団体名や補助の内容及び決算額等について公表すべきであると思われる。

4 むすびに

合併前からの各種団体への運営費補助が多数継続されてきているが、原則としてこのような補助金は廃止を検討すべきと思われる。そして、今後は事業内容に着目した事業費補助に移行し、美馬市の発展に繋がるような新たな施策展開が望まれる。

特に、官と民との役割分担、行政と市民との協働を図るうえにおいて、市民活動を積極的に支援していく必要がある。少子高齢化対策など行政と市民との協働による公共サービスの提供が望ましい分野については、地域における様々な活動が活発になるような補助制度を早急に制定すべきと思われる。